

戦略研レポート

2013.8.9

EUの行方

—危機脱却、統合深化に向けた課題—

CONTENTS

I. 経済情勢

1. 欧州ソブリン債務危機の現状と展望
2. 低迷が続く実体経済

II. 政治・外交

1. 政治動向
2. 外交

EUの行方

—危機脱却、統合深化に向けた課題—

欧米室 橋本択摩、フアマン・ミヒャエル

I. 経済情勢

1. 欧州ソブリン債務危機の現状と展望

(1) 危機対応の進展から金融市場に落ち着き

2009年10月以降、ギリシャ財政赤字問題に端を発した欧州ソブリン債務危機が長期化した背景には、「財政状態の悪化」と「金融システムの不安定化」、そして「実体経済の悪化」の間に悪循環が存在し、その連鎖がさらに「EUにおける政策協調の乱れ」によって増幅されてきたことがある。この悪循環を断ち切り危機を封じ込めるため、「セーフティーネットの増強」、「緊縮と成長のバランスが取れた財政再建策と構造改革の遂行」、「金融システムの安定化」の三位一体での取り組みが実施されてきた。

2012年夏以降、① EFSF(欧州金融安定ファシリティー)の後継である恒久的危機対応組織ESM(欧州安定メカニズム)の稼働(2012年10月)、② ECB(欧州中央銀行)による財政危機国の国債無制限購入プログラム＝OMT(Outright Monetary Transactions)導入の発表(2012年9月)等、危機国を支援するセーフティーネットの枠組み

が拡充されたことで、世界金融市場の混乱やユーロ崩壊といったテールリスクが大幅に後退した。特に、OMT導入の発表によってユーロ圏の財政危機国に対し十分な流動性を供給することが可能となったことで、ギリシャ等、南欧諸国の10年物国債金利が大幅に低下するなど、金融市場は落ち着きを取り戻した(図表1、2)。

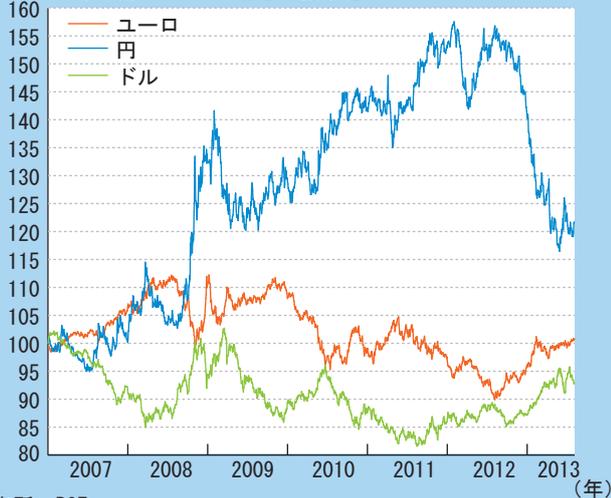
もともと2013年6月以降、FRB(米連邦準備理事会)による量的緩和縮小観測やポルトガルの政局混乱の影響等を受けて南欧諸国の国債利回りが不安定な動きを見せるなど、依然として懸念がくすぶっている状況にある。

(2) 緩やかに進む銀行同盟設立に向けた議論

「財政状態の悪化」と「金融システムの不安定化」の悪循環を断つために、ユーロ圏における金融の統合、すなわち銀行同盟の設立に向けた議論が2012年より進められている。銀行同盟とは、① SSM(Single Supervisory Mechanism: 単一の銀行監督機関)、② SRM(Single

図表1 ユーロ、円、ドルの実効為替レート

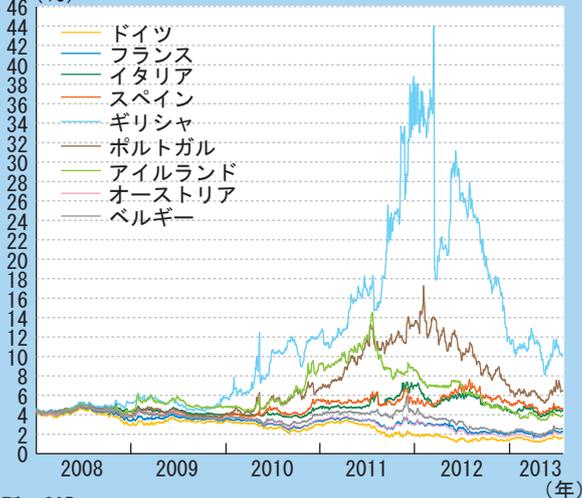
(2007年1月2日=100として指数化)



出所: BOE

図表2 ユーロ圏の長期金利(10年物国債)

(%)



出所: S&P

Resolution Mechanism：単一の銀行破綻処理機関)、③単一の預金保険制度の構築を柱として構成される。キプロス救済をめぐる混乱¹を受けて、銀行同盟の早期設立を求める意見が ECB 等で一層強まった。

①の SSM とは、ユーロ圏の銀行監督機能を ECB に集中させる仕組みであり、2012 年 12 月の欧州理事会（EU 首脳会議）では、「総資産 300 億ユーロ超、または総資産が当該国の名目 GDP の 20% 超の銀行」（200 行程度）を対象とすることで合意した。現在、SSM の運用開始予定は 2014 年 9 月以降と当初計画よりずれ込んではいないものの、稼働の目途は立ちつつある。また、SSM 設立が条件となっていた ESM から銀行への直接資本注入については、ドイツ等が他国の民間銀行に公的資金を注入することに反対姿勢をとっていたが、6 月 20 日のユーロ圏財務相会合²において、600 億ユーロ（ESM の資金規模は最大 5,000 億ユーロ）を上限として実施可能とすることで合意した。運用開始は SSM 稼働後の 2014 年 9 月以降となる見通しである。なお、過去に発生した不良債権（legacy asset）への資本注入についてはケースバイケースで判断することであり、明確な基準は設けられていない。また、ドイツ、オーストリア、オランダは、銀行への直接支援を実施する前提として「キプロス型条件」、つまり優先債権者や預金保険で保護されない 10 万ユーロ以上の預金者への損失負担を求めている。

②の SRM 創設に関しては、6 月 21 日の EU 財務相理事会で、銀行の救済・破綻処理の枠組み・ルールについて議論され、上記 3 カ国は厳格な基準を EU 規則³にて整備することを強く主張する一方、フランスやユーロ圏外の英国、スウェーデン等は、銀行の救済・破綻処理

については各国の裁量に委ねるべきと反対した。EU 財務相理事会は 26 日に再度開催され、株主、債券保有者等に破綻銀行の全負債の最低 8% の負担を義務付ける一方、各国金融当局に裁量権を残すことで意見調整が図られた。この条件下、銀行の破綻処理の際、株主、債券保有者のほか 10 万ユーロ以上の預金者に対しても損失負担を求めることで合意し、2018 年までの実施が目指されている。

このように銀行の救済・破綻処理の際のルール作りについては一定の進展が見られるものの、実際の SRM 創設については議論の停滞が目立っている。5 月中旬、シヨイブレ独財務相が SRM 創設のためには最終的には EU 条約の改正が必要であり、それまでは各国当局のネットワークにとどめるべきという「二段階アプローチ」を主張、欧州委員会や南欧諸国等との溝が深まっている。欧州委員会は 7 月 10 日、破綻処理委員会、破綻処理基金からなる SRM 設立に関する提案を行ったが、破綻処理を実施するにあたり最終決定権限を欧州委員会に付与する内容に対し、ドイツは欧州委員会にそのような法的権限はないとして反発している。

③の単一の預金保険制度の構築については、自国の負担で他国の問題行の預金者救済につながる恐れのあるドイツ等は強く反対しており、議論が集約される目途は立っていない。

（3）財政再建の進展と成長重視路線への転換

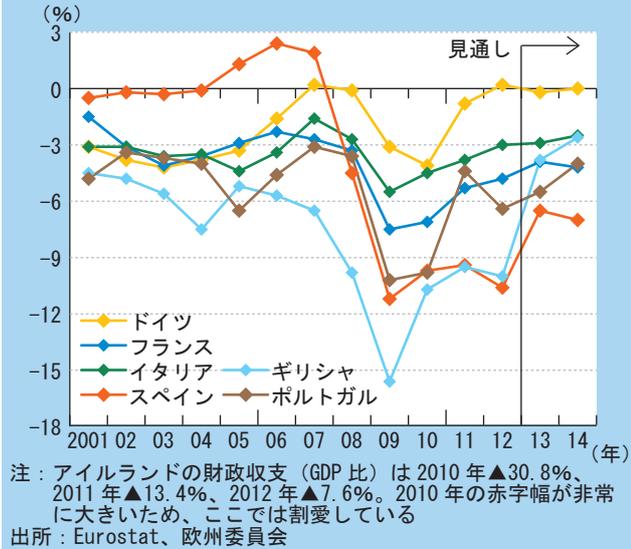
欧州ソブリン債務危機を受けて、金融市場からの信頼を取り戻すために、EU、IMF からの支援対象国やイタリア等は増税や公務員の給与カット、人員削減といった緊

1. 2013 年 3 月、名目 GDP 比約 800% まで銀行の総資産が肥大化したキプロス（人口 85 万人強、GDP はユーロ圏合計のわずか 0.2%）の救済をめぐる、EU の議論は迷走した。キプロスへの金融支援ではドイツや北部諸国等が支援額抑制を求め、総額 100 億ユーロの支援に抑えられた。またロシア資本を含む国内外預金者に対する課税が要求され、銀行預金課税として 58 億ユーロ徴収することが当初金融支援の条件とされた。そのため、キプロス政府案では 10 万ユーロ以下の少額預金者を含む預金課税にて徴収することが決定されたが、国民は強く反発し、3 月 19 日の議会にて賛成ゼロで否決された。その後、3 月下旬にかけて代替案が協議され、キプロス議会は 22 日、銀行整理法案、資本規制法案を可決、キプロス政府と EU 首脳は、国内首位バンク・オブ・キプロスと 2 位のキプロス・ポピュラー銀行の 10 万ユーロ以上の預金者に負担を求めることで合意した。こうした議論を受けて、市場は預金者負担の他国への適用の可能性を警戒したが、ECB による OMT 等、危機国を支援する枠組みが拡充されたため、危機の伝播は限定的となった。6 月初旬、アナスタシアディス・キプロス大統領は、支援額 100 億ユーロの見直しを求める書簡を EU 等に送付したが、支援額の上積みについては 20 日のユーロ圏財務相会合にて反対されている。キプロス債務の持続可能性については、依然として懸念が払しょくされずにいる状況である。なお、7 月 30 日、キプロス中央銀行は預金者負担について声明を発表し、10 万ユーロ以上の大口預金の 47.5% を株式転換することが最終的に決められた。

2. 「ユーログループ」とも呼ばれ、ユーロ採用国の財務相による会合のことをいう。閣僚理事会（EU における立法機関および行政機関の役割を兼ね、個別政策の決定を行う。各加盟国を代表する閣僚によって構成）とは異なり非公式な会合であり、欧州共通通貨ユーロの問題や EU における通貨同盟に関わる案件について意思決定を行う。会合は通常、閣僚理事会の一つである財務相理事会の前日に行われる。

3. EU 法は、①規則（Regulation）、②指令（Directive）、③決定（Decision）、④勧告・意見（Recommendation/Opinion）が存在し、①の規則は全 EU 加盟国に対して直接に法的拘束力を持つ。一方、②の指令は、原則として加盟国内で直接適用されるわけではなく、各国が国内法を整備して対応する必要があり、その際に加盟国に一定の裁量を与えている点で①の規則と異なる。

図表3 ユーロ圏各国の財政収支（GDP比）



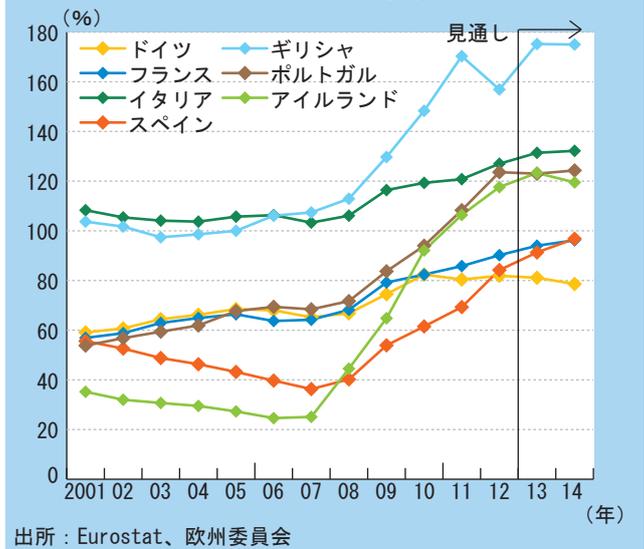
縮財政政策に最優先で取り組んできた。こうした各国の努力の結果、2012年にかけて財政赤字が削減され（図表3）、金融市場の安定に貢献したといえる。

しかし、南欧諸国を中心に厳しい緊縮策がとられたことで、各国で実体経済の悪化を招くことにもつながった。リーマン・ショック後、「金融危機」に対処するために欧州各国政府が大規模な財政支援を実施したことが「債務危機」を引き起こす要因の一つとなり、今度はその対策として緊縮財政に取り組んだ結果、現在の「経済危機」、「雇用危機」に陥ったといえるだろう。実体経済の悪化は税收の減少をもたらし、足元では財政赤字の削減が各国政府の計画通り進まない状況となっている。

また各国において厳しい緊縮策が推進されたことにより、ギリシャの急進左派連合やイタリアの「五つ星運動」等、反ユーロ、反緊縮を掲げるポピュリスト政党が国民の不満の受け皿となり、選挙で躍進を遂げることにもつながった。足元では南欧諸国において「緊縮疲れ」が顕著に見られており、緊縮財政政策をめぐって連立政権内にきしみが生じ、政局混迷リスクが再び高まりつつある。ギリシャでは6月21日、国营放送ERTの閉鎖に反対した少数政党の民主左派党が政権を離脱し、政権基盤が脆弱となっている。現在、新民主主義党と全ギリシャ社会主義運動から構成される2党連立政権は、議会の議席数が153議席とさくうじて過半数（151議席）を確保する状況だ。

一方、ポルトガルでは7月1日、ガスパール財務相が辞任したのに続き、2日にはポルトス外相が辞意を表明した。ポルトス外相は連立政権内の第2与党、民衆党の党首でもあり、これまでコエリヨ首相が進める緊縮財政路線に反発する姿勢をとっていた。民衆党が政権離脱を選択すれば、コエリヨ首相率いる社会民主党単独では議会で過半数を確保しておらず、少数与党内閣に転落する事態となっていたが、両党は6日に政権維持でさくうじて合意した。両党合意では、ポルトス外相は副首相も兼

図表4 ユーロ圏各国の政府債務残高（GDP比）



務することとなり、今後IMFとの調整等、経済政策の取りまとめ役となることとなった。しかし、10日、カバコシルバ大統領はこの内閣改造を認めず、最大野党の社会党を含む与野党3党に対し、2014年6月までの金融支援プログラム完了に向けた「救国」合意の成立を呼びかけたことで政局混迷はさらに深まった。最終的に同大統領は21日のスピーチで、現政権が2015年の任期満了まで維持されるとの見通しを示し、24日に改造内閣が発足したことで、金融市場は安定に向かっている。

こうした実体経済、特に雇用環境の悪化を背景に、EUは全体として緊縮財政から成長重視の路線にシフトしている。フランスで2012年5月に成長重視を掲げて発足したオランド社会党政権に続き、2013年4月にイタリアでレッタ新政権が誕生したことでこの路線シフトが一層鮮明となった。欧州委員会も財政健全化路線を一時棚上げして成長重視路線へのシフトを明確にしており、5月29日に加盟国別の財政勧告を発表、財政赤字（GDP比）を3%に抑制する期限について、フランス、スペイン、ポーランド、スロベニアに対しては2年の延期、オランダ、ポルトガルに対しては1年の延期を容認した。一方で、各国に構造改革の実行を要請し、例えばフランスに対しては財政支出の抑制、労働コストの削減、支給開始年齢の引き上げ等の年金改革の実施を促している。

また、欧州委員会はイタリアに対して、財政赤字（GDP比）を3%に抑制する見通しが立ったとして、EUによる「過剰財政赤字是正手続き（EDP）」の監視対象国からの解除を提案した。過大な財政赤字を抱えていたイタリアは2009年12月より対象国とされていたが、モンティ前政権のもと緊縮財政に取り組んだ結果、2012年の財政赤字はGDP比3.0%に削減されている（2009年は同5.5%）。

これらの勧告は、6月27 - 28日の欧州理事会において承認された。しかし、各国の政府債務残高（対GDP比）が高止まりしている現状（図表4）を踏まえると、緊縮財

政路線が放棄されたわけではなく、あくまでも一時棚上げされたにすぎない。この与えられた猶予期間に各国が若年雇用対策や構造改革を着実に実施できるか、今後試されることになる。

(4) 今後の展望～問われる「政治的意志」～

2012年12月、ファンロンパイ EU 大統領は、「真の経済通貨同盟 (EMU) に向けて」と題する報告書を発表し、銀行同盟、財政同盟、経済統合に向けた工程表を示した (図表 5)。

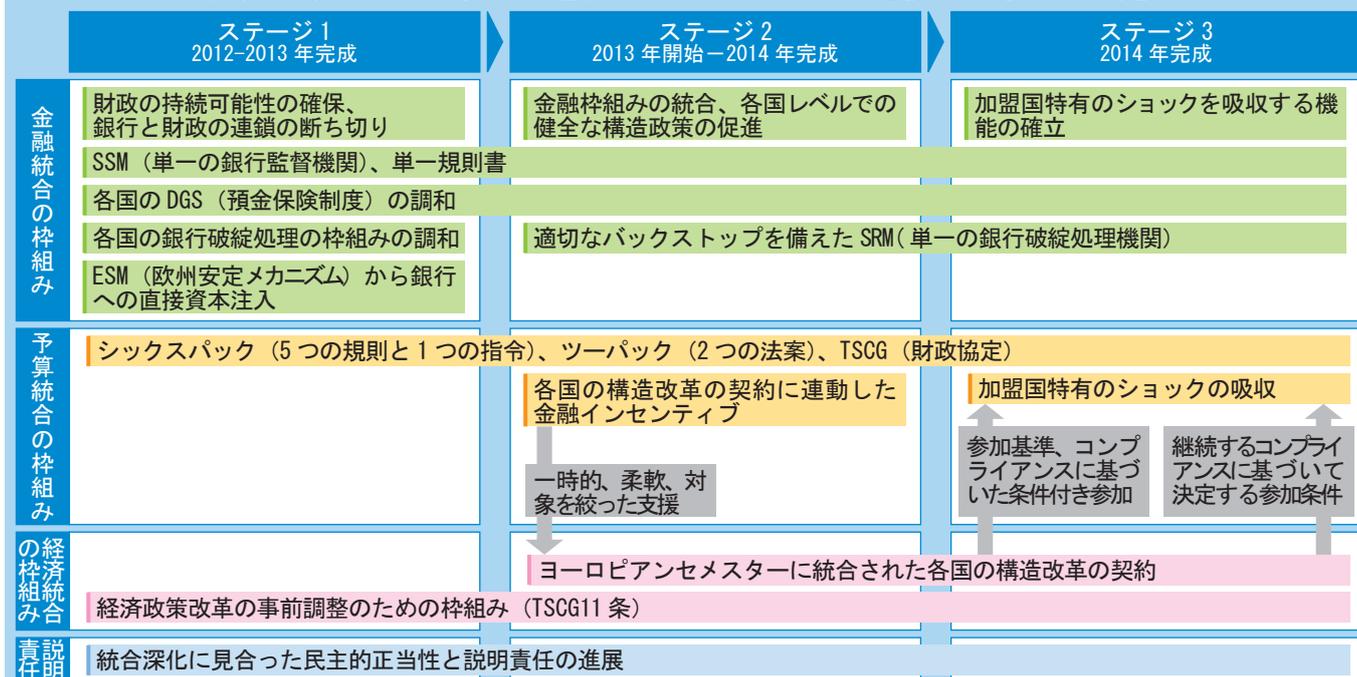
しかし、金融市場からの圧力が低下し、2012年に比べて危機対応への切迫感が欠如するなか、前述の銀行同盟の議論に見られるように、EUにおける統合深化に向けた動きは遅い。財政同盟に関して、メルケル独首相は2013年6月、「欧州委員会に一段の権限を移譲する必要性は感じない」と雑誌インタビューで発言した。ドイツ等の北部諸国は、各国予算案や経済政策について事前に EU レベルで調整・監視する枠組みである「ヨーロッパ・セメスター」の導入 (2011年1月) や構造的財政収支の均衡化を求める新財政協定の発効 (2013年1月)、銀行同盟における単一の監督機関の設置 (2014年9月予定) 等は支持してきたが、SRM 創設、単一の

預金保険制度の構築、ユーロ共同債の発行等、最終的に自国が負担を強いられる恐れのある動きには反対する姿勢をとっており、EU 首脳間で議論にきしみが見られている。「全ては9月のドイツ総選挙後」という雰囲気も漂うが、こうしたドイツのスタンスが選挙後に大きく変化することは見込み難く、南欧諸国等との意見集約が難しい状況は続くだろう。ECB が OMT 導入の発表により与えた時間的猶予を各国政府首脳が浪費してしまう恐れがある。

また、メルケル独首相とオランド仏大統領の関係にも不協和音が高まっている。これまで EU の統合深化は、「独仏枢軸」が推進し、欧州ソブリン危機対応ではメルケル首相とサルコジ前仏大統領の「メルコジ」により主導してきた経緯がある。独仏関係のきしみにより EU の統合深化の推進力が弱まる恐れがあり、金融不安の再燃リスクを高めるきっかけともなり得るため、注意する必要がある。

一方、英国では「BREXIT」(EU 離脱) の議論が高まりを見せている。EU は、リーマン・ショック後、投機的トレーディングを抑制するため、また金融危機への対応コストとして金融セクターに対して公平な負担を求めるために、金融取引税の導入を進めている。さらに銀行員へのボーナス上限規制の導入等、その他金融規制の強化に動いている。こうした動きは金融センター・シティの国際競争

図表 5 真の EMU に向けた工程表 (ファンロンパイ EU 大統領による最終報告書)



出所：ファンロンパイ EU 大統領「真の経済通貨同盟 (EMU) に向けて」(2012年12月5日) をもとに三井物産戦略研究所作成

力に大きな打撃となる恐れがあるため、英国は反対姿勢を貫いている。また、欧州ソブリン債務危機を経た EU において、前述のように銀行同盟や財政同盟等、各国主権の EU への移譲を最終的に目指す方向で議論が進められていることも英国は警戒しているところである。こうした背景から、最大与党の保守党内で EU 離脱を求める勢力が増えつつあり、キャメロン首相は 2013 年 1 月、EU に残留するか、離脱するかを問う国民投票を 2017 年末ま

で実施する方針を示している。

以上のように、EU では統合深化の議論が停滞し、求心力が弱まりつつあるなかで、英国において遠心力が強まっている。一方、2013 年 7 月にクロアチアが EU 加盟を果たしたように、緩やかな EU 拡大の動きも見られている。このような状況下、各国首脳、欧州委員会幹部は、EU の統合・深化に向けて「政治的意志」が一層問われる局面に立たされている。

2. 低迷が続く実体経済

(1) 経済～長期化するユーロ圏の景気後退～

2013 年 1 - 3 月期のユーロ圏実質 GDP 成長率は前期比年率▲ 1.1%となり、過去最長の 6 四半期連続のマイナス成長を記録した（図表 6）。国別では、ドイツがそろそろプラス成長となったが、それ以外の主要国は軒並みマイナス成長となった。景況感指数にも見られるとおり、実体経済の悪化はユーロ圏で経済規模 2 ~ 5 位の仏伊西蘭 4 カ国（頭文字から‘FISH’と呼ばれる）等、ドイツ以外の中核国にも広がっており、「1 強他弱」の構図となっている（図表 7）。

項目別に見ると、ユーロ圏 GDP の約 56%を占める個人消費の落ち込みが目立っており、ユーロ圏の小売売上高は低迷が続いている（図表 8）。この背景には、増税といった緊縮財政の影響のほか、南欧諸国を中心に失業率が上昇を続けていることがある。例えば、失業率が 25%を超えるスペインでは、2012 年 9 月に付加価値税（VAT）の税率が引き上げられたことで（18%→ 21%）、個人消費が低迷している。特に自動車等、高額消費の落ち込みが顕著となっており、2013 年 1 - 6 月の EU における自動車販売は前年同期比▲ 6.6%減少した（欧州自動車工業会発表）。

こうした内需の落ち込みは、輸入の減少をもたらしている。一方、ユーロ圏外輸出の動向を見ると、2013 年に入り、米国向け輸出が緩やかに回復していること等を背景に持ち直しており、貿易黒字はユーロ導入以来の高水準で推移している（図表 9）。もっとも 2012 年後半、減少基調にあった中国向け輸出が 2013 年に入っても伸び悩んでいること、新興国経済の減速傾向が強まっていること等を背景に、先行きの輸出回復は緩やかなものととらえらる。

また、輸出の緩やかな回復に伴い、企業の生産活動

に足元で底打ちの兆しが見られている。5 月の鉱工業生産指数はユーロ圏で前月比▲ 0.3%減少したものの、2013 年に入り回復基調をたどっており、中でもドイツの回復が目立っている（図表 10）。そのドイツでは、外需の持ち直しの影響から輸送機器の生産活動が回復している（図表 11）。

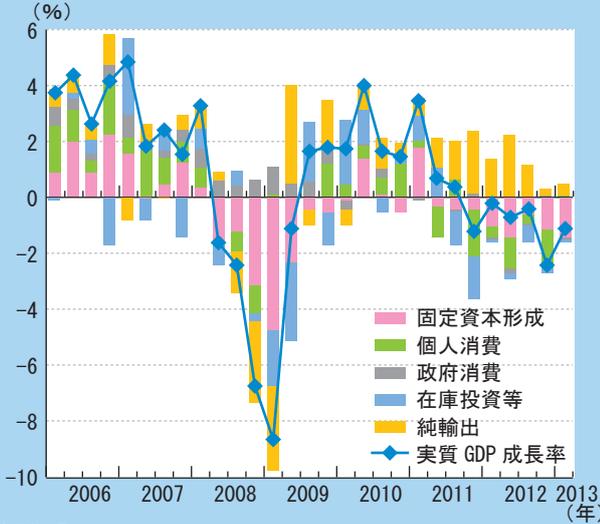
なお、5 月下旬から 6 月下旬の集中豪雨によりドイツや中欧諸国で洪水被害が生じたが、フィッチ・レーティングスは 6 月中旬、ドイツの被害額が 120 億ユーロ（名目 GDP 比 0.5%）に上る恐れがあるとの試算を出している。一方、チェコ、ハンガリー、スロバキア 3 カ国については、各国政府による防災対策が功を奏したことから、2002 年時の洪水被害額（30 億ユーロ）を下回る被害に抑えられたとみられている。

(2) 雇用～過去最悪の失業率～

長引く景気後退の影響から雇用環境の悪化が顕著となっており、6 月のユーロ圏失業率は 12.1%と過去最悪水準にある（8 ページ図表 12）。ドイツの失業率が 5.4%と低い水準にある一方、スペインの失業率は 26.3%と 4 人に 1 人以上が失業者となっている。特に 25 歳以下の若年失業率はユーロ圏で 23.9%、ギリシャでは 58.7%（4 月値）、スペインでは 56.1%と非常に高い水準となっており、「雇用危機」ともいえる状況に陥っている（8 ページ図表 13）。6 月 27 - 28 日の欧州理事会では若年失業対策に 80 億ユーロを投入することが決められた。

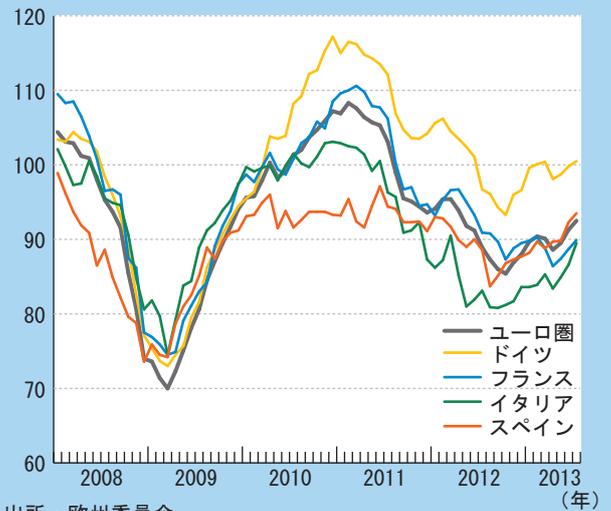
ここで雇用悪化の進むスペインの状況を取り上げる。スペインで失業者が急増した背景に、バブル崩壊による景気後退がまず挙げられるが、構造的な要因として、正規雇用者と非正規雇用者の二重構造問題が指摘されてい

図表6 ユーロ圏の実質 GDP 成長率（前期比年率）



出所：Eurostat

図表7 ユーロ圏主要国の景況感指数（ESI）



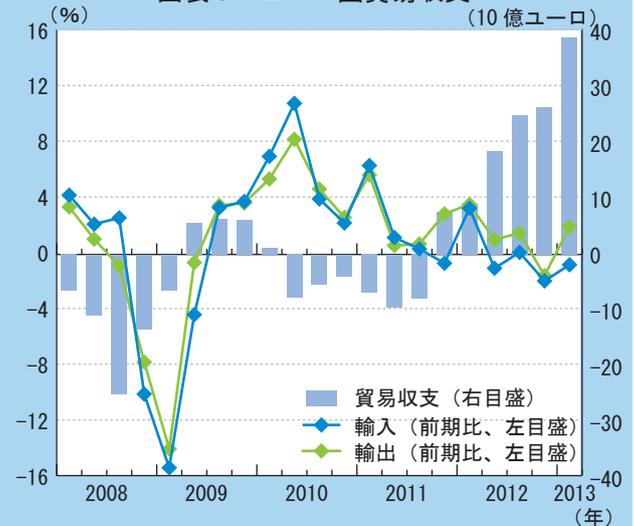
出所：欧州委員会

図表8 ユーロ圏小売売上高と消費者信頼感指数



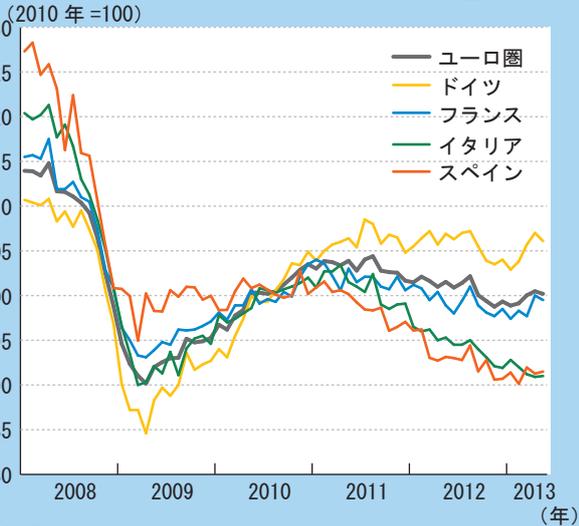
出所：Eurostat、欧州委員会

図表9 ユーロ圏貿易収支



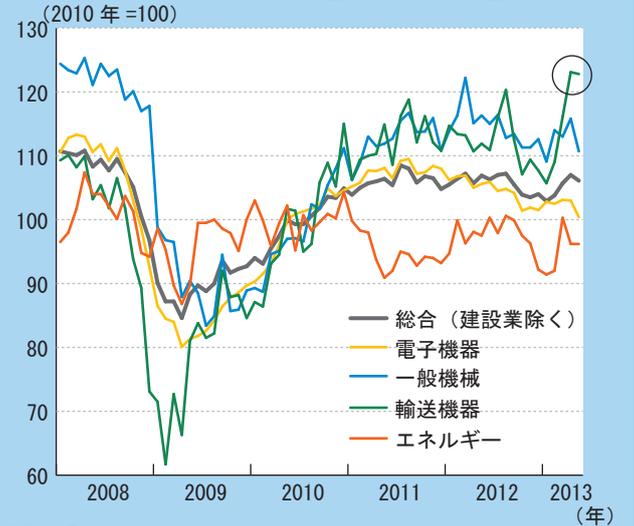
出所：Eurostat

図表10 ユーロ圏主要国の鉱工業生産指数



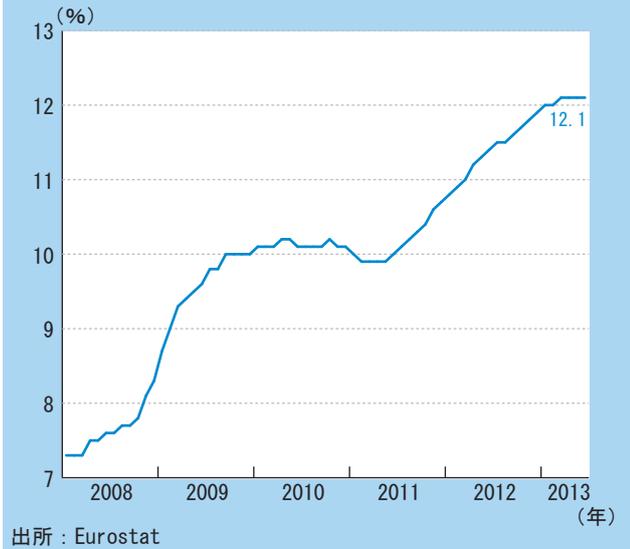
出所：Eurostat

図表11 ドイツの業種別鉱工業生産指数



出所：Eurostat

図表 12 ユーロ圏の失業率



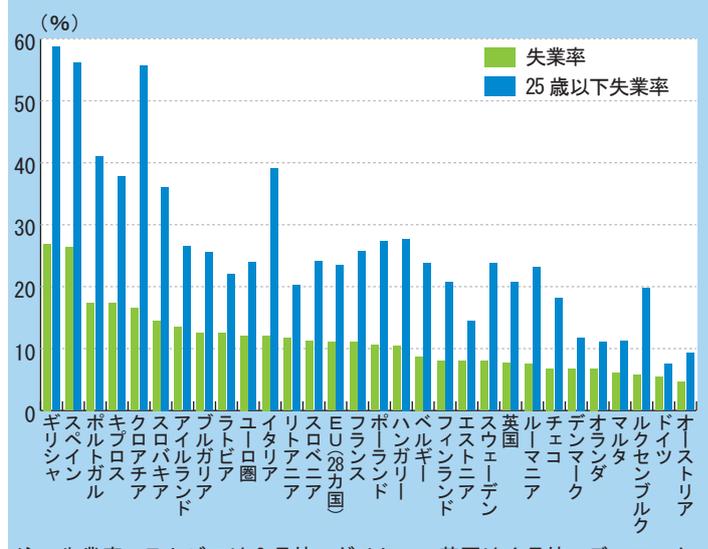
る。2008年のリーマン・ショック時、スペインでは雇用者の3人に1人が非正規雇用者という状況だったが、危機後、非正規雇用者の解雇が急速に進み、失業者が急増した。つまり、危機前の高成長下における非正規雇用者の急増が、現在の雇用悪化につながったとみられている。

スペインでは、ラホイ現政権による労働市場改革法が2012年2月に施行されるまで、正規雇用者への手厚い保護政策がとられており、会社都合による解雇に対する補償は、非正規雇用者は勤続期間1年につき8日分すぎなかったのに対し、正規雇用者は最大で同45日分(最大3.5年間)受け取ることができた。また、労働組合の賃金交渉は地域・業種別に行うように定められ、正規雇用者は労働条件において優遇されていた。こうした正規、非正規に対する雇用条件の大きな相違を背景に、企業は正規雇用者の採用に慎重になり、建設バブル時、移民や若者を非正規雇用者として積極的に採用した。そして2008年のリーマン・ショック、その後の欧州ソブリン債務危機を経て、こうした移民や若者等の非正規雇用者の解雇急増につながった。

以上のような労働市場の二重構造問題に対し、ラホイ政権は労働市場改革法を施行、前述の正規雇用者への解雇補償金を最大で「33日分×勤続年数(最大2年間)」に引き下げた。また、硬直的な地域・業種別の賃金交渉についても、危機時には企業内での労使交渉が優先されるよう改正し、労働市場の柔軟化に向けて踏み出している。

労働市場の二重構造性については、若年失業率の高いイタリア(6月39.1%)やフランス(同25.7%)等でも同じような状況を抱えている。イタリアではモンティ前政権が正規雇用者の解雇制限を緩和する労働市場改革を導入した。フランスでは2013年1月、解雇規制、不況時の労働時間調整の柔軟性強化等、労使間で労働市場改革計画案が合意され、労働条件の柔軟化に向けて動き

図表 13 EU各国の失業率(2013年6月)



出している。このような労働市場改革の効果が顕在化するには時間を要し、短期的には失業増加を余儀なくされるのは事実である。しかし、労働市場の二重構造的解消への取り組みは、長期的に見れば若年正規雇用者の増加を通じ、競争力の強化、潜在成長率の上昇につながるため、着実な遂行が求められている。

(3) 金融政策～ECBの緩和政策は継続～

実体経済の悪化、エネルギー価格の低下等により、4月の消費者物価上昇率が前年比1.2%と、ECBが「物価安定の定義」として掲げる「2.0%未満だが近傍」を大幅に下回ったことから、ECBは5月の政策理事会で主要政策金利を0.25%引き下げ0.5%とした(図表14)。ドラギECB総裁は、今後の主要政策金利の追加利下げ、およびマイナスの預金ファシリティ金利(金融機関が手元資金をオーバーナイトでECBに預け入れる際の金利、現在0%)の実施の可能性について排除しない意向を示している。6月以降、FRBによる量的緩和縮小観測やギリシャ、ポルトガルにおける政局混迷リスクの再燃による影響等を受けて金融市場が不安定になったことから、ドラギ総裁は7月4日、政策理事会後の記者会見で、主要政策金利を「長期間にわたり現行水準もしくはそれを下回る水準」に維持する方針を示した。ECBはこれまで金融政策は事前に予告しないという立場をとってきたが、今回初めて将来の政策指針を提示することに踏み切ったことになる。

またECBは、これまで非標準的手段として中小企業支援のための融資促進策を打ち出すことを検討してきた。ドラギ総裁は、各国の金融市場の「分断化」がユーロ圏最大の課題と見なしており、特に債務問題に苦しむスベ

図表 14 ユーロ圏消費者物価指数と ECB 政策金利

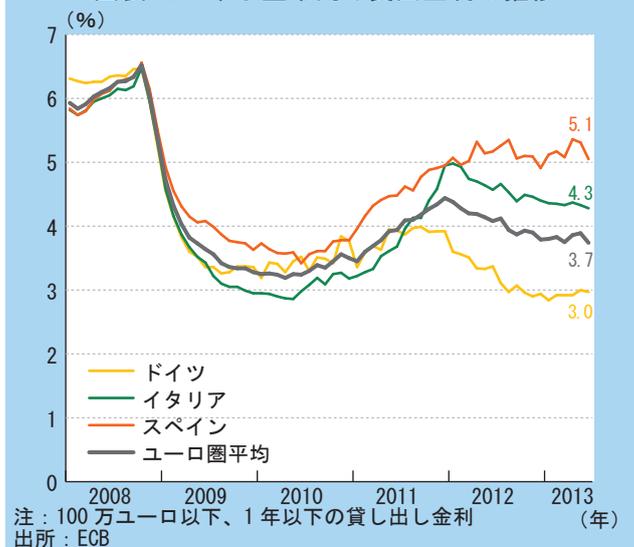


インやイタリアの中小企業において与信状況がタイトであることを懸念している（図表 15）。大企業は資本市場より資金調達が可能だが、中小企業は銀行からの借り入れに依存している状況にある。6 月のユーロ圏における民間企業（非金融）向け融資は前年同月比▲ 3.2%と低迷を続けており、とりわけスペインでは同▲ 14.4%と、南欧での貸出減少が顕著となっている。

ECB は具体的なスキームとして、中小企業向け融資債権を担保とした ABS（資産担保証券）の活用をこれまでも選択肢の一つに挙げており、7 月 18 日、資金供給オペの担保として受け入れる ABS を拡大するとともに、ABS に適用するヘアカット（担保価値の削減）率を引き下げる等、担保基準の緩和を発表した。

その他、英国が 2012 年 8 月に導入した FLS（Funding for Lending Scheme：融資拡大のための資金供給スキーム）のような制度の導入を求める意見もある。FLS とは、民間銀行が企業や住宅購入者に融資を行うことを条件に、民間銀行が英中銀から低金利で融資を受けることができる制度である。このような制度の導入により、金融政

図表 15 中小企業向け貸出金利の推移



策の伝達メカニズムが遮断されている南欧諸国の中小企業に対する与信状況が緩和され、貸出増加をもたらし、景気が刺激されると期待されており、スペイン政府は ECB による導入を要望している。

一方、ドイツ政府は、南欧の中小企業の資金調達支援を目的に、KfW（ドイツ復興金融公庫）を通じてスペインに 8 億ユーロ（期間 10 年）の融資を予定するなど二国間協力を進めており、こうしたスキームをポルトガル等、他の南欧諸国に広げるよう動き始めている。また、欧州委員会と EIB（欧州投資銀行）は、EU 基金 100 億ユーロを活用して南欧企業を中心に低金利で融資する計画を策定、6 月 27 - 28 日の欧州理事会で合意に至った。

（４）経済見通しと今後のリスク展望

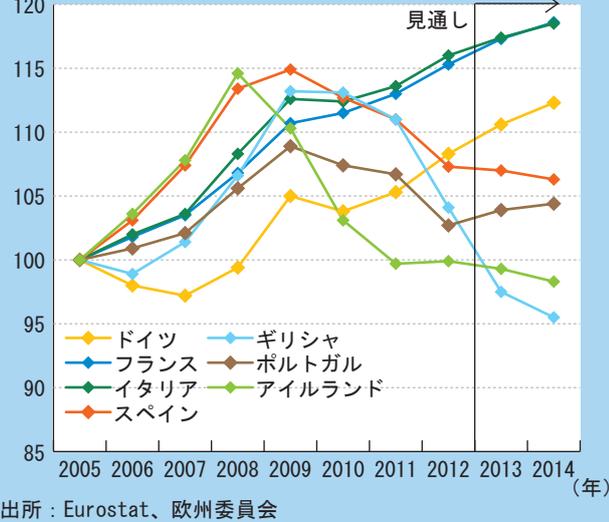
以上のように、実体経済、特に雇用環境の悪化が見られているユーロ圏だが、景気底打ちの兆しも出始めている。ドイツ Ifo 経済研究所が発表した 7 月の Ifo 企業景況感指数は 3 カ月連続で改善しており、業種別では製造業の業況判断が上向いている。これは前述のように外需の

図表 16 欧州委員会の春季経済見通し（2013 年 5 月 2 日発表）

	ユーロ圏				ドイツ				フランス				イタリア			
	11 年	12 年	13 年	14 年	11 年	12 年	13 年	14 年	11 年	12 年	13 年	14 年	11 年	12 年	13 年	14 年
GDP 成長率 (前年比)	1.4	-0.6	-0.4	1.2	3.0	0.7	0.4	1.8	1.7	0.0	-0.1	1.1	0.4	-2.4	-1.3	0.7
物価上昇率 (前年比)	2.7	2.5	1.6	1.5	2.5	2.1	1.6	1.6	2.3	2.2	1.2	1.7	2.9	3.3	1.6	1.5
失業率	10.2	11.4	12.2	12.1	5.9	5.5	5.4	5.3	9.6	10.2	10.2	10.9	8.4	10.7	11.8	12.2
財政赤字 (GDP 比)	-4.2	-3.7	-2.9	-2.8	-0.8	0.2	-0.2	0.0	-5.3	-4.8	-3.9	-4.2	-3.8	-3.0	-2.9	-2.5
経常赤字 (GDP 比)	0.3	1.8	2.5	2.7	5.6	6.4	6.3	6.1	-2.6	-1.8	-1.6	-1.7	-3.1	-0.5	1.0	1.1
	スペイン				ギリシャ				ポルトガル				アイルランド			
	11 年	12 年	13 年	14 年	11 年	12 年	13 年	14 年	11 年	12 年	13 年	14 年	11 年	12 年	13 年	14 年
GDP 成長率 (前年比)	0.4	-1.4	-1.5	0.9	-7.1	-6.4	-4.2	0.6	-1.6	-3.2	-2.3	0.6	1.4	0.9	1.1	2.2
物価上昇率 (前年比)	3.1	2.4	1.5	0.8	3.1	1.0	-0.8	-0.4	3.6	2.8	0.7	1.0	1.2	1.9	1.3	1.3
失業率	21.7	25.0	27.0	26.4	17.7	24.3	27.0	26.0	12.9	15.9	18.2	18.5	14.7	14.7	14.2	13.7
財政赤字 (GDP 比)	-9.4	-10.6	-6.5	-7.0	-9.5	-10.0	-3.8	-2.6	-4.4	-6.4	-5.5	-4.0	-13.4	-7.6	-7.5	-4.3
経常赤字 (GDP 比)	-3.7	-0.9	1.6	2.9	-11.7	-5.3	-2.8	-1.7	-7.2	-1.9	0.1	0.1	1.1	5.0	3.1	4.0

出所：欧州委員会

図表 17 ユーロ圏各国の単位労働コスト（名目値）
（2005年=100）



緩やかな回復によるところが大きい。

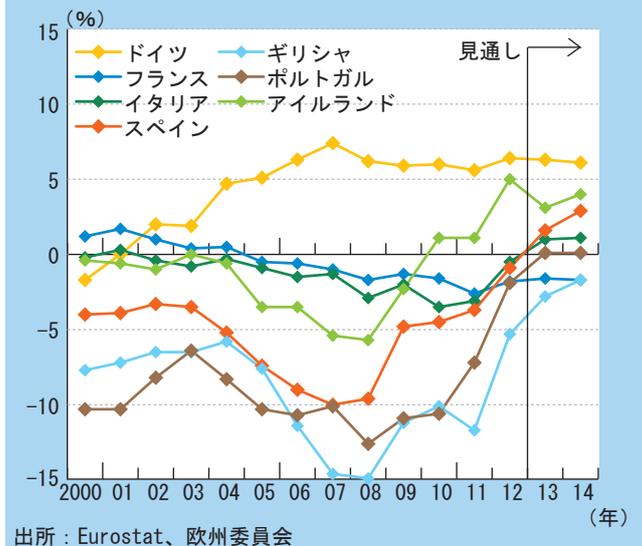
一方、南欧諸国を中心に内需の低迷が深刻な状況となっており、欧州委員会やIMF等はこれまで経済見通しの下方修正を繰り返してきた。欧州委員会は5月2日発表の春季経済見通し（前ページ図表16）で、2013年のユーロ圏実質GDP成長率を▲0.4%と予想、2年連続のマイナス成長を見込んでいる。各国別では、ドイツが0.4%とプラス成長を維持するものの、フランス（▲0.1%）、イタリア（▲1.3%）、スペイン（▲1.5%）ではマイナス成長を余儀なくされると予想している。各国とも2013年後半から徐々に持ち直しが見られ、2014年にはプラス成長となり、ユーロ圏全体では1.2%に回復する見通しだ。

今後の欧州経済を展望するにあたり、構造的な課題を中心に以下の3つのリスク、1) 仏伊の成長戦略・構造改革の実行力、2) 「新興国」中東欧のリスク、3) ユーロ圏の潜在成長率の低下、を取り上げる。

1) 短期的リスク：仏伊の成長戦略・構造改革の実行力

EU全体が緊縮財政路線から成長重視路線へシフトしつつあるなか、フランスでは政権発足から1年以上が経過したにもかかわらず経済成長を実現できずにいる。オランダ大統領は2013年5月、労働市場改革や年金制度改革に取り組む意欲を示したが、これまでの改革のスピードは遅いといわざるを得ない。成長戦略も見いだせずにおり、ドイツとの経済格差は広がるばかりである。また、財政赤字（GDP比）を3%に抑制する期限について2年の延長が認められたものの、積極的に財政支出を増やしていく状況にはない。イタリアでは、レッタ新首相が行き過ぎた緊縮政策から成長重視の経済政策に転換すると強調する一方、財政赤字（GDP比）を2013年中に3%に抑制する目標を遵守するとも明言している。両政府とも成長重視を唱えるものの、財政上の制約があるなか、短期的な成長促進策を打つ余地は限られている。

図表 18 ユーロ圏各国の経常収支（GDP比）



また、仏伊両国はともに若年失業率の高さに苦しんでいる。労働コストが高い点でも共通しており、両国ともコスト上昇が続いている（図表17）。一方、スペインやポルトガル、ギリシャは厳しい緊縮策を実施したことで、2010年以降、3年連続で労働コストを低下させてきた。通貨切り下げという政策オプションを持たないユーロ圏各国は、競争力を高めるためには賃金・物価抑制により実質為替レートを切り下げる必要がある。特にスペインやポルトガルでは、こうした内的切り下げ政策の実行に加え、解雇要件の緩和、解雇手当および超過勤務手当の減額等、労働市場の柔軟性を高めたことで輸出競争力が回復に向かいつつあり、輸入減少も相まって経常赤字は大幅に改善している（図表18）。スペインは住宅価格の低下や銀行セクターの脆弱性、ポルトガルは持続的成長の実現という課題を抱えるも、こうした競争力強化のための取り組みについては、仏伊両国が学ぶべきことは多い。

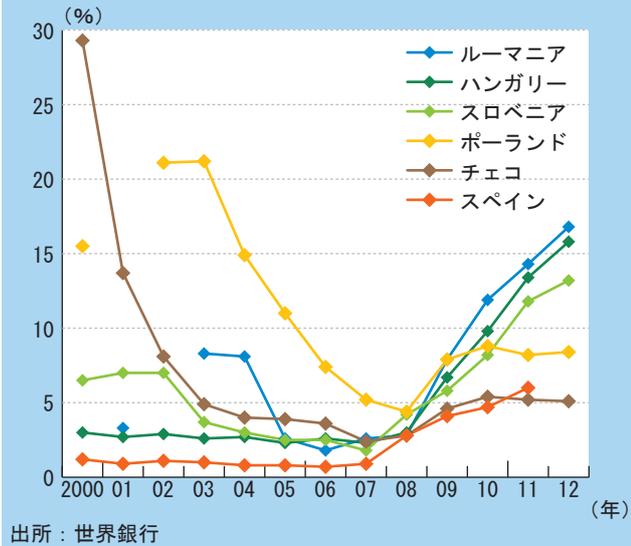
ただし、26%程度の低支持率にあるオランダ仏政権、左派・右派の深刻な対立が根強く残るレッタ伊政権ともに、構造改革推進の実行力があるかは疑問の余地が残ろう。

2) 短期的リスク：「新興国」中東欧のリスク

2000年代、欧州の成長センターとして期待され、相次いでEU加盟を果たした中東欧については、現在ではむしろリスクが目立つ状況となっており、注視する必要がある。

リーマン・ショック後、世界的な信用収縮の影響により中東欧諸国からの資金引き揚げが進み、中東欧諸国の通貨、株価が暴落するなど、2009年にはいわゆる「中東欧危機」が起こったが、その後IMFやEUによる迅速な支援のほか、2009年1月に発足した中東欧諸国向けの銀行融資に関する官民協定（「ウィーン・イニシアティブ」）等により、中東欧諸国へ進出している銀行の母体行が大規模かつ無秩序な資金引き揚げを行う事態は避け

図表 19 東欧諸国の不良債権比率



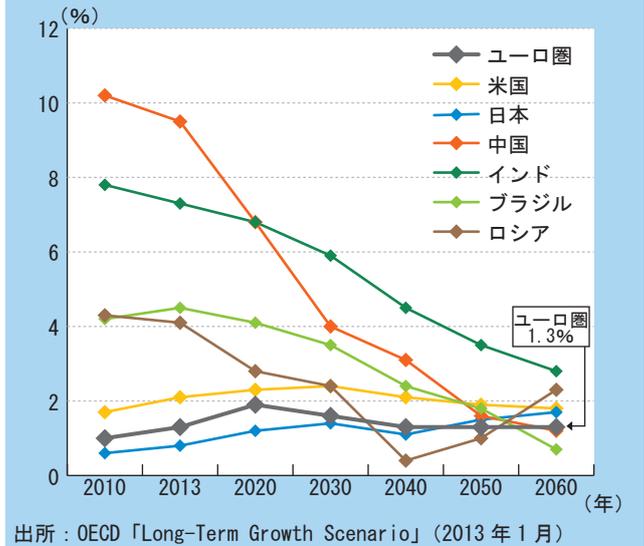
られ、与信残高の維持につながった。

しかし、中東欧諸国の一部の国において不良債権が増加していることには注意を要する。世界銀行によると、ルーマニアの2012年の不良債権比率は16.8%、ハンガリーは15.8%と非常に高い水準にあり、欧州ソブリン債務危機の際、不良債権問題が焦点となったスペインを大きく上回っている(図表19)。ルーマニアやハンガリーではリーマン・ショック以前、自国通貨高、国内金利高が続くなか、家計は金利負担の軽減のためにユーロやスイス・フランを中心とした外貨建住宅ローンの借入を増やし、外貨建債務が増大した。しかし、リーマン・ショック後、通貨急落によって自国通貨建ての債務が膨張するとともに住宅価格が低下し、不良債権の急増を招いた。こうした不良債権の増加は銀行システム不安を招くリスクを高めている。

例えばスロベニアでは、景気低迷の長期化が不良債権の増加、銀行システム不安を招くとともに、資本増強による財政悪化、市場での資金調達不安をもたらす「負の連鎖」が不安視されており、次にEU、IMFに金融支援を要請するのではないかと懸念がくすぶっている。2007年に東欧初のユーロ導入を果たしたスロベニアは、ユーロ導入時、低金利の影響等から不動産価格が上昇したが、リーマン・ショック後の景気の落ち込み(2009年経済成長率は▲7.8%)の影響から、不動産価格は2008年9月からの1年間で20%近く急落し、建設業を中心に企業破綻が相次いだことで不良債権が増加した。欧州委員会は2013年のスロベニアの経済成長率を▲2.0%と、2年連続のマイナス成長を予想しており、不動産価格が低迷を続けていることも踏まえると、不良債権は今後も増加する見通しである。

スロベニアでは2013年3月に発足した「積極的なスロベニア」党主導のブラトゥシェク連立政権が、国営企業の売却や公務員給与の削減等、財政赤字対策を5月に

図表 20 潜在成長率の予測値 (OECD 基本シナリオ)



発表したほか、銀行の不良債権を買い取り管理するバッドバンク(BAMC)の設立等、銀行資本の増強に向けて取り組んでいる。政府は不良債権化した33億ユーロをバッドバンクに移管する作業を年内に完了させる予定だが、規模が不十分との批判もある。銀行資本増強策の遂行が遅れば、銀行システム不安の高まりや資金調達の困難を招き、支援要請を余儀なくされるリスクはあろう。ただし、仮にスロベニアが金融支援に追い込まれたとしても、キプロス支援の際に見られたような政策当事者による迷走がない限り、危機の伝播が生じる可能性は低いとみられる。

また、中東欧諸国において、汚職や国民のデモ等により、政権崩壊が相次いでいることもリスクとして無視できない。ブルガリアでは2013年2月、電気料金値上げに反対するデモが拡大し、ボリスフ内閣は責任を取って総辞職した。スロベニアでは同月、ヤンシャ前首相に汚職疑惑が浮上、首相に対する不信任案が可決され、3月にブラトゥシェク連立政権が発足した。6月下旬には、チェコのネチャス首相が、汚職や職権乱用の疑いで側近らが逮捕された責任を取り辞任している。中東欧における政治混乱の長期化は投資低下を招くことにつながり、欧州全体の経済成長にも下押し圧力がかかるだろう。

3) 中長期的リスク：ユーロ圏の潜在成長率の低下

より長期的な課題として、欧州ソブリン債務危機を経て景気後退が長期化しているユーロ圏において、潜在成長率の低下が懸念されている。潜在成長率は、「資本(機械設備等)」「労働(労働力人口、労働時間)」「全要素生産性(技術革新、労働や資本の質向上等)」の供給サイドの3要素から算出され、長期的な経済成長力を示す指標となる。OECDの試算(2013年1月発表)では、今後高齢化の進むユーロ圏は米国を一貫して下回っており、2030年には1.6%と日本(1.4%)と並び低成長を余儀なくされると予想されている(図表20)。もっともこの試

算のうち、全要素生産性については、世界金融危機前の1996 - 2006年の平均値が用いられており、足元では既にこの値が相当押し下げられている可能性が高く、注意する必要がある。前述のとおり、特に南欧において、貸出減少から資本設備への投資が抑制されているのに加え、若年失業者の急増により人的資本の劣化が進んでいる。足元における資本ストックの減少等を背景に、欧州委員会もユーロ圏潜在成長率の下方修正を繰り返しており、2014年にかけて潜在成長率は0%台で推移すると予想している。

また、欧州各国において政府債務が積み上がり、厳し

い財政制約にあるなかで、各国政府がインフラ投資や教育向け支出を削減していることも潜在成長率の引き下げをもたらすことになる。EUの次期中期予算案(2014 - 20年)は6月に合意に至り、予算額は9,600億ユーロと前期予算(2007 - 13年、9,942億ユーロ)から初の減額となったが、特にエネルギー、ICT、通信分野のインフラ統合(コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ)の予算が欧州委員会原案の500億ユーロから293億ユーロへ大幅に削減されたことは、生産性向上の機会を奪うことにつながりかねない。欧州ソブリン債務危機の脱却後も、ユーロ圏は長期成長力低下という難題を抱え続けよう。

II. 政治・外交

1. 政治動向

(1) EU拡大、ユーロ

1) 緩やかに進むEU拡大

EUの地理的拡大は今後も少しずつ続く見通しだ。EUとギリシャを陸でつなぐ西バルカン半島諸国のEU加盟は以前から重大な課題であった。当該諸国のうち最初にスロベニアが2004年にEUに加盟し、2カ国目として2013年7月にクロアチアが加盟した。EUへの新規加盟は、2007年1月のブルガリアとルーマニア以来、6年半ぶりとなる。

2012年6月、モンテネグロとのEU加盟交渉が開始され、6月27 - 28日の欧州理事会ではセルビアとの加盟交渉を2014年1月までに開始することが承認された。現在、ボスニア・ヘルツェゴビナとコソボを除く西バルカン諸国がEUへの加盟申請過程にあるが、今後、西バルカン諸国のうち最大国であるセルビアとの加盟交渉が開始されれば、ボスニア・ヘルツェゴビナの加盟申請の動きも進展するとみられる。なお、コソボの独立については、特にスペインが自国バスク地方の独立要求につながることを懸念しており、EU加盟国のうちスペインを含む5カ国が承認していない。EUは全加盟国がコソボを承認した上で、セルビア、コソボ両国をEUに加盟させることを最終目標としており、コソボとは加盟交渉の前段階となる協議を開始することでも一致した。

一方、2010年に開始されたアイスランドとの加盟交渉は、現在大きな転換期にある。金融立国として知られる

アイスランドは、2008年の世界金融危機を受けて自国通貨が暴落し、大手銀行が相次いで経営破綻に陥った。政府はEU加盟およびユーロの導入を通じて通貨安定を目指すという判断から加盟交渉を推進した。交渉対象となる35分野のうち既に11分野では交渉を終えているが、漁業と資本の自由移動に関する交渉が難航している。また、アイスランドが2013年4月に欧州諸国として初めて中国と自由貿易協定(FTA)を締結したこと、同じく4月に政権に復帰した中道右派勢力が加盟交渉に消極的であることから、EUへの早期加盟は困難だとみられている。6月、アイスランド新政権はEU加盟交渉を一旦凍結することを決定した。

また、トルコのEU加盟見通しも遠のきつつある。2005年のEU加盟交渉の開始以来、35分野のうち1分野(科学・研究)しか合意に達していない。宗教と文化の違いからEUに慎重論が根強いことに加え、トルコがEU内のキプロス共和国を承認していないことも交渉が進展しない要因となっている。トルコも自らの経済成長に自信を深め、EU加盟の気運が衰えている。6月にはトルコで反政権デモが拡大し、トルコ政府が強硬姿勢をとっていることにドイツ等が懸念を示し、6月26日に再開が予定されていたトルコとの加盟交渉が10月以降に延期されることとなった。ドイツのショイブレ財務相は7月3日、トルコは欧州の一部ではないため、EUに加盟すべきではないとし、ドイツ政府として反対の立場を強調している。

2) ユーロ導入の新たな機運

統一通貨ユーロについては、7月9日のEU財務相理事会において、ラトビアの2014年1月からのユーロ導入が正式に承認され、ユーロ圏は18カ国体制に拡大する見通しとなった。

ラトビアは当初2008年のユーロ導入を目指し、2005年5月にERM2（欧州為替相場メカニズム：ユーロ非参加国の通貨とユーロ間の為替相場を一定の変動幅で連動させる制度）に参加したものの、インフレ率に関する基準を満たせず、ユーロ導入を一度断念した経緯がある。しかし、ラトビアがユーロ圏への参加目標を堅持した理由として、①ユーロが自国通貨への投機から擁護する「安全の傘」であること、②ユーロ導入済みの隣国エストニアへの対抗心、③隣国ロシアに対する警戒心、等が挙げられる。ユーロ圏が銀行監督の一元化等、連携を深めつつあるなか、ラトビアはEU統合の進展により国家主権の一部が奪われることに警戒感を抱きつつも、統合から取り残される懸念を強め、ユーロ導入に向けて準備を進めているといえよう。

また、欧州ソブリン債務危機が峠を越したとみられていることから、中東欧諸国を中心にユーロ導入に向けた機運が新たに高まりつつある。ラトビア以外にも、欧州統合の推進論者であるグリバウスカイト・リトアニア大統領は、2012年12月の欧州理事会で、2015－16年にユーロ導入が可能との見通しを示した。ポーランドでは、欧州ソブリン債務危機の収束後、導入時期を決める方針をあらためて確認した。ベルカ・ポーランド中銀総裁は2013年6月、ユーロ導入を急ぐ必要性はないが、ユーロは依然として戦略的目標だと発言している。なお、これまで「統合懐疑派」を主導したチェコでも、2013年1月、中道左派のゼマン元首相が新大統領に選出され、EUとの関係改善に向けて動き出した。大統領選挙の勝利宣言の

図表 21 「トリプル20」の進捗状況と2030年の目標見込み

	2020年 目標	進捗状況	2030年 目標見込み
①温室効果ガス排出量の削減 (1990年対比)	20%	16% (2011年)	40%
②最終消費エネルギーに占める 再生可能エネルギーの割合	20%	12.7% (2010年)	30% 程度
③エネルギー効率の向上 (一次エネルギー消費量の削減)	20%	約5% (2011年)	未定

出所：欧州委員会

中で、欧州は経済政策の一元化を進める必要があると強調し、統合進展に積極的な姿勢を見せている。中東欧諸国ではユーロ圏への参加義務の達成に向けた努力が強化される可能性が高い。

(2) エネルギー政策

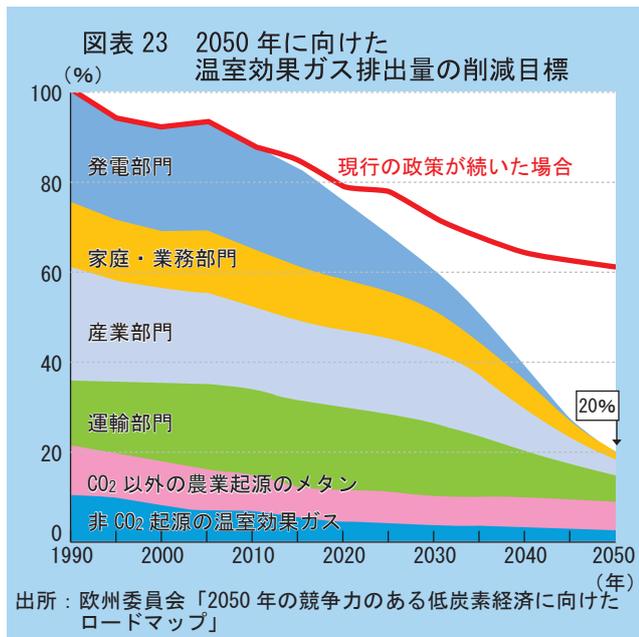
EUでは加盟各国においてエネルギー事情やエネルギー・ミックスの選択等に対する考え方が異なることから、2000年代前半まで統一したエネルギー政策がとられてこなかったが、EU拡大およびロシア・ウクライナ間のガス紛争（2006年、2009年）を経て、EUとしての統一したエネルギー政策の必要性が高まった。2006年3月、欧州委員会は共通エネルギー政策の必要性を訴えた「グリーンペーパー」（政策提案書）を発表、本文書を基にした「欧州のためのエネルギー政策」が2007年3月にEUエネルギー担当相理事会にて採択された。そこでは、①エネルギー供給の安全保障、②産業競争力の強化、③気候変動対策が3つの柱となっている。

政策実現に向けて、EUは2020年までの3つの数値目標、いわゆる「トリプル20」を掲げた（図表21）。つまり、①温室効果ガス排出量を1990年対比20%に削減、②最終消費エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げ、③エネルギー効率の20%向上（一次エネルギー消費の20%削減）に向けて各国が取り

図表 22 加盟各国における再生可能エネルギー利用の進捗状況 (%)

加盟国	2010年 実績	2020年 目標	加盟国	2010年 実績	2020年 目標
スウェーデン	49.1	49	イタリア	10.4	17
ラトビア	32.6	40	ブルガリア	13.8	16
フィンランド	33.0	38	アイルランド	5.8	16
オーストリア	30.1	34	ポーランド	9.5	15
ポルトガル	24.6	31	英国	3.3	15
デンマーク	22.2	30	オランダ	3.8	14
エストニア	24.3	25	スロバキア	9.8	14
スロベニア	19.9	25	ベルギー	5.4	13
ルーマニア	23.6	24	チェコ	9.4	13
フランス	13.5	23	ハンガリー	8.8	13
リトアニア	19.7	23	キプロス	5.7	13
スペイン	13.8	20	ルクセンブルク	3.0	11
ドイツ	11.0	18	マルタ	0.4	10
ギリシャ	9.7	18	EU27カ国	12.7	20

注1：最終消費エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合
注2：本統計発表時（2013年3月）、クロアチアはまだEUに加盟しておらず、データは公表されていない
出所：欧州委員会



組んでいる。①は2011年時点で16%に削減され、②の再生可能エネルギーの割合は2010年時点で12.7%まで上昇するなど、①および②の2020年における目標達成は実現できるとみられている（前ページ図表22）。しかし、③のエネルギー効率について、2011年の一次エネルギー消費量は2005－06年のピーク時から5%程度しか削減されておらず、EUは現行政策のままでは半分の10%程度しか達成できないとみており、目標達成のためにはさらなる努力が必要とされている。

さらにEUは、より長期的な目標として「2050年までに温室効果ガス排出量の1990年対比80～95%削減」を掲げており、2011年3月に欧州委員会は「2050年の競争力のある低炭素経済に向けたロードマップ」を発表している（図表23）。EUでは現在、「トリプル20」後の2030年までのマイルストーンを策定する作業に取り組んでおり、2013年3月、欧州委員会は「2030年までの気候・エネルギー政策枠組み」に関する「グリーンペーパー」を発表した。欧州委員会は2013年末までに具体的な提案をまとめる予定だが、ポーランド等の一部加盟国が反対するなかで、「トリプル20」と同様の数値目標が設定できるかが焦点となる。「グリーンペーパー」では、①の温室効果ガス排出量を1990年対比40%に削減することを明記、②の最終消費エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合については20%から引き上げることを示したのみだが、欧州委員会は30%程度の目標設定を目指している。一方、③のエネルギー効率の目標設定について、エッティンガー欧州委員（エネルギー担当）は、2014年6月に発表予定の欧州委員会による進捗報告を受けてから検討すると発言している。

2013年5月に開催された欧州理事会では、脱税対策とともにエネルギー政策が協議された。欧州ではソブリン債務危機を経て景気回復が遅れるなか、競争力強化、

成長・雇用促進のため政策を総動員する必要がある。シェールガスの増産が進む米国ではエネルギー価格の低下が見られており、例えば2005年から2012年にかけて産業用ガス価格が66%、産業用電力価格は4%低下した。一方、欧州では対照的に、同期間で産業用ガス価格が35%、産業用電力価格は38%上昇しており、2012年の欧州における産業用ガス価格は米国の約4倍となるなど、欧州企業の競争力低下が強く懸念されている。理事会で欧州首脳は、安価で持続可能なエネルギーの確保が重要であるとして一致した。

欧州理事会では欧州におけるシェールガス開発についても協議されたが、加盟国間でスタンスに温度差があり、明確な結論には達していない。キャメロン英首相は、「欧州には米国の75%程度のシェールガスの埋蔵量がある」と述べ、シェールガスの開発促進を訴えたほか、ポーランド、ルーマニアの首脳も開発を奨励するよう主張した。一方、水圧破砕の使用を禁止しているフランスやブルガリアは、今後もその方針を維持すると表明している。ファンロンパイEU大統領は、理事会後の記者会見で、「エネルギーを輸入に頼るのは近い将来欧州だけになる可能性がある」と危機感を表明、「シェールガスはいくつかの加盟国のエネルギー・ミックスになり得るが、それぞれ加盟国の選択次第」との考えを示した。

世界金融危機、欧州ソブリン債務危機前のEUは、気候変動対策への取り組みで世界を主導していたが、マクロ経済状況の悪化、米国シェールガスの増産等、エネルギーを取り巻く状況が足元で大きく変わるなか、エネルギー政策の重点が産業競争力の強化（エネルギー価格の抑制）、エネルギー供給の安全保障に置かれつつある。もともと再生可能エネルギーや省エネ技術の導入については、欧州が引き続き世界を主導していくものと思われる。このような状況下、EUのエネルギー政策の方向性について、2030年に向けてどのような数値目標を設定するか、民間企業の投資を促すような市場をいかに創出していくのか、注視する必要がある。

（3）各国の政策動向

1) ドイツ

ドイツでは9月22日に総選挙が予定されている。与党陣営への支持率は45%前後（7月下旬、国内主要世論調査機関6社平均）で推移しており、過半数の獲得は困難だとみられている。結果的に、メルケル首相率いる

第1与党 CDU/CSU (キリスト教民主/社会同盟) は最大野党の SPD (社会民主党) との「大連立」構築に踏み切る可能性が高い。

両党は、欧州での財政健全化の断行、ユーロ堅持という立場で一致している。しかし、中道左派政党である SPD と第2野党の「緑の党」は、政権公約として中高所得者層に対する所得税増税を掲げる一方、最低賃金の引き上げ等、低所得者対策も打ち出し、所得格差の是正を訴えている。3期目を目指すメルケル首相は票の上積みを図るため、増税には反対を貫いているほか、家賃の上昇抑制対策の検討といった SPD の公約を取り込むなど、なりふり構わぬ選挙戦を展開している。

一方、ドイツでは旧通貨マルクの復活を訴える新党「ドイツのための選択」が結成され、初の党大会が4月中旬にベルリンで開かれた。しかし、支持率は2~3%と低迷しており、総選挙で議席を獲得できるかは微妙な状況だ。また、現在の連立与党である FDP (自由民主党) の支持率低迷が顕著となっており、9月の選挙では、議席獲得のために必要な5%以上の比例票を獲得できない可能性もある。

総選挙までは、CDU/CSU は FDP への配慮もあり大胆な政策には踏み込まず、ユーロ圏の債務危機対応は停滞するとみられる。また、ドイツ国民の多くは、ユーロ共同債等、各国主権・権限の移譲や財政移転を伴う統合深化の動きには反対の立場であり、選挙後においても EU 統合深化の動きが加速することは見込み難いだろう。

2) フランス

2012年5月、成長重視を掲げたオランド氏が大統領に就任してから1年以上が経ったが、失業率の上昇に見られるとおり、国民にとって成長を実感できる状況には至っていない。2012年の大統領選の公約では、若年雇用対策や中小企業支援、最低賃金の引き上げ、公務員増員等を掲げる一方、その財源の手当てとして高額所得者向け増税 (最高税率75%を設定) や大企業向け増税を行うことで、財政赤字をGDP比3%に削減することを約束した。雇用支援等、一部の公約は実施したものの、2012年9月に公務員の給与凍結、国防予算削減等、総額100億ユーロの歳出削減策を発表し、11月には総額200億ユーロの法人税控除を打ち出すなど迷走が見られた。また、公約に掲げた高額所得者向け増税については、12月に憲法会議より違憲判断が下され、実現に

は至っていない。経済成長率が政府見通しを下回って推移するなか、2013年3月、オランド大統領は2013年の財政赤字が3.7%程度となることを認め、公約は放棄された。

フランス経済にとって長年の課題である競争力の強化に向けて、2013年1月、解雇規制、不況時の労働時間調整の柔軟性強化等で労使間が合意した点は評価されるが、法制化の後、効果が顕在化するまではさらに時間がかかるだろう。5月下旬の欧州委員会からの勧告に対して、オランド大統領は「欧州委員会はフランスに改革を指図することはできない」と不快感を表明したが、就任1年を迎えた5月中旬の会見では「競争力強化がフランス再生の鍵」と訴え、労働市場改革や年金制度改革を進める考えを示している。年金制度改革については6月中旬、政府諮問委員会が総額約70億ユーロの財政赤字削減策を盛り込んだ報告書をエロー首相に提出した。政府は2013年9月にも年金改革法案を閣議決定し、2014年からの導入を目指している。報告書では、満額受給のための被保険者期間の延長が改革の柱となっており、歴史的に労働組合から強い反発を受ける法定退職年齢の引き上げや公務員の特別年金制度の改正については検討されない見込みである。

3月にカユザック前予算相が脱税疑惑で辞任に追い込まれたことも影響し、オランド大統領の支持率は大きく低下、調査会社IPSOSによると6月には26%まで落ち込んでいる。5月の登録求職者数が326万人を超えるなど過去最高水準を更新するなか、国民に痛みをもたらす改革を本当に実行できるのか、オランド大統領は正念場に立たされている。

3) イタリア

2月下旬の総選挙からおよそ2カ月の政治空白を経たイタリアで、4月下旬にようやく新政権が発足した。ナポリターノ大統領は中道左派のレッタ前民主党副書記長を首相に指名し、ベルルスコーニ元首相率いる中道右派 (「自由の人民」)、モンティ前首相率いる中道勢力 (「市民の選択」) の支持を受け、「大連立」政権が発足に至った。

新首相に指名されたレッタ氏はカトリック系政党 (キリスト教民主党) 出身の穏健派 (中道寄り) であり、若くして欧州担当相や産業相等の経歴もある。また、欧州議員の経験もあることで親EU派としても知られる。一方、中道右派からは、ベルルスコーニ氏の側近アルファノ「自

由の人民」幹事長が副首相兼内相として入閣した。総選挙で躍進した「五つ星運動」は、組閣に際し一貫して非協力的な姿勢を崩さなかったことから支持率が低下し、5月下旬の地方選挙で敗北している。

レッタ新政権は選挙法を改正し、2月の総選挙のように上下院でねじれ議会が起こりやすい選挙制度の改革に取り組む必要があるが、政権発足後、経済面で行き過ぎた緊縮政策を修正し、成長に配慮するような経済政策の遂行が優先されている。5月中旬、中道右派の要求を一部受け入れ、6月分の不動産税（IMU）の徴収の凍結を閣議決定した。もっともレッタ首相はIMUの完全撤廃については確約していない。また6月26日には、7月に予定していた付加価値税（VAT）の引き上げ（21%→22%）を10月に延期することを閣議決定した。いずれも中道右派との対立を避け、今秋に問題を先送りした格好となっている。なお同日、政府は長期失業者を採用した企業への減税措置等、15億ユーロの雇用対策も閣議決定している。

しかし、政権基盤は依然として脆弱である。ベルルスコーニ氏は2012年12月にモンティ前首相への支持を撤回し解散に追い込んだが、同様のことが再び起きるリスクは残っている。ベルルスコーニ氏は所有するテレビ局グループ「メディアセット」の脱税（2013年8月1日、有罪確定）や未成年者への買春、職権濫用をめぐる裁判を受けており、こうした法廷闘争も連立政権内で不協和音を高める材料となっている。

民主党内における基盤も決して盤石ではない。レッタ首相は中道右派の要求を受け入れつつも、民主党左派勢力の反発を抑える必要がある。また、国民の人气が高く、新大統領選出の際、民主党内の多くの支持者とともにベルサーニ前執行部に造反した若手改革派のレンツィ・フィレンツェ市長との調整を図る必要もある。レンツィ氏は、「自由の人民」が要求するIMUの完全撤廃に反対している。2013年秋にかけてIMUやVATをめぐる連立政権内の中道左派・右派による意見対立が強まることで、政局混迷リスクが再び高まる可能性がある。

4) 英国

5月2日に行われた英国の州議会等の地方選挙で最大与党「保守党」が惨敗を喫し、EU離脱や反移民といった大衆迎撃的な公約を掲げるUKIP（英独立党）が躍進した。経済苦境下の有権者の不満を吸収し、保守層

に浸透したUKIPの存在は、保守党のキャメロン首相にEU政策の路線変更を迫る圧力となっている。

UKIPは、保守党のメジャー元首相によるEUマーストリヒト条約の合意（1991年）に反対したメンバーが集まり、1993年に創設された。UKIPは、現時点における議会（下院）での議席数はゼロだが、2009年の欧州議会選挙では英国に割り当てられた72議席のうち13議席を獲得しており、2014年の欧州議会選挙でも躍進すると予想されている。しかし、公共支出の1997年規模への大幅縮小や相続税の廃止等を主張する同党が、2015年に予定される次回の国政選挙で保守、労働両党に次ぐ第3極となるのは難しいとみられている。最近の英紙ガーディアンと英調査会社ICMの共同世論調査（7月15日発表）によると、保守党の支持率は36%と前月調査から7%ポイント上昇し、最大野党の労働党と同じ支持率まで回復している。連立与党の自由民主党は13%とわずかに上昇した。一方、UKIPの支持率は7%と前月調査より5%ポイント低下している。

以前より親EUである連立与党の自由民主党と、EUからの離脱を唱える派閥に配慮せざるを得ない保守党との間で不協和音は見られていた。欧州ソブリン債務危機をきっかけに保守党内でEU離脱を求める勢力が増大し、2013年1月、キャメロン首相は党内EU懐疑派の要求に応じ、次回総選挙（2015年）後の続投を条件に、EUに残留するか、離脱するかを問う国民投票を2017年末までに実施する方針を示した。さらに、5月の地方選挙での敗北後、主張を強める党内EU懐疑派に配慮したキャメロン首相が2017年の国民投票の法案化を自由民主党と協議せずに発表したことで、政権運営に混乱が生じている。

英調査会社ユーガブによる世論調査（6月9-10日）によると、英国国民の43%はEU離脱派、35%が残留派となっている。仮に英国がEUから離脱したとしても、EFTA加盟国がEUと設置している欧州経済領域に参加すると予想されるため、貿易への悪影響はそれほど大きくないとの見方もあるが、国際的な影響力は低下する可能性が高い。今後の議論と選挙動向、そして英国国民の選択を注視する必要がある。

2. 外交

(1) 対米関係

EUと米国は、あわせて世界のGDPの約半分、貿易額の約3割を占める。その両者の間で、「環大西洋貿易・投資パートナーシップ」(TTIP)、いわゆるEU・米国FTAの1回目の交渉が、7月8日よりワシントンDCにて開始された。EUと米国は2011年11月、「雇用と成長に関する高級作業部会」を立ち上げて以降、経済連携の強化に向けて検討を重ね、2013年2月にEU・米国FTA交渉開始を提言する内容の最終報告書を発表した。オバマ米大統領は、同月の一般教書演説の中でFTA交渉開始を発表、EUでは6月14日のEU貿易担当相理事会において交渉開始で合意した。英国ロック・アーンでの主要8カ国首脳会議(G8サミット)の際、6月17日にファンロンパイEU大統領、バロゾ欧州委員会委員長、キャメロン英首相、オバマ米大統領が会談後の共同記者会見でTTIP交渉開始を正式に発表した。

バロゾ委員長は同記者会見で、TTIPは「ゲームチェンジャー」になると発言、世界経済の半分が連結することで、実体経済の悪化が顕著なEUにおいて成長力強化、雇用増加につなげたい意向がある。欧州委員会はTTIPの締結によりEUのGDPを2027年までに年平均最大0.5%ポイント(1,192億ユーロ)引き上げることを期待しており、ドイツIfo経済研究所はTTIPの締結によりEU内で40万人の雇用を創出すると試算している。また、EU、米国ともに、規制や基準の統一化を図り、貿易に関わるルール作りを進めることで、それを世界標準に導こうとする「政治的意志」がある。EU内では特にドイツが以前よりEU・米国FTA締結に前向きであり、6月19日にはベルリンでメルケル首相とオバマ大統領が会談、交渉の早期妥結で一致した。

しかし、EUと米国は既に関税率が平均4%程度と低いため、規制・基準の統一に向けた議論が中心となるが、具体的な交渉の段階となれば、EU・米国間で激しい対立が生じることが予想される。まず、前述のEU貿易担当相理事会では、フランスが映画や音楽といったオーディオビジュアル分野については交渉対象から除外するよう強く主張し、13時間近くの議論を経て認められた。これに対し、米側からオリン・ハッチ米上院議員(共和党)が、今後の交渉の危険な前例になり得るとして、「重大な懸念」を表明している。また、米政府機関による個人情報

報収集の問題が盗聴問題にまで発展したことでEUは批判を強め、フランス政府や一部の欧州議会議員が協議棚上げを主張する事態にもなった。EUはFTA交渉で米側に強い個人情報保護の義務を求めているが、これには米IT業界の反発が予想されよう。逆に米国の農業団体は、EUの遺伝子組み換え作物(GMO)に対する規制の撤廃を求めているが、GMOに対するEUの拒否反応は強く、交渉は難航するとみられる。

EUと米国は、現在の欧州委員会の任期(第2次バロゾ委員会、5年任期)である2014年10月までの交渉妥結を目指している。しかし、前述のように難題が山積し、欧州議会選挙(2014年5月)を途中にはさみ、米期中間選挙(2014年11月)をその後に控えるなか、1年半にも満たないスケジュールでの交渉妥結は難しいとみられている。

(2) 対日関係

2012年12月の政権発足以来、安倍首相は積極的な外交を繰り広げており、2013年6月には相次いで欧州首脳と会談、欧州各国との関係強化に努めている。

6月7日、安倍首相は国賓として来日したオランダ仏大統領と会談し、政治・安全保障、経済、文化の3つの分野での協力に関する日仏共同声明を発表した。両国は外務・防衛担当閣僚級協議(2プラス2)を開催し安保協力を強化することで一致、経済分野では既に4月より交渉を開始している日EU経済連携協定(EPA)の早期締結を目指すことを掲げた。また、三菱重工とアレバ社の連合によるトルコの新発プロジェクトでの成功を先例に、原発の新興国への輸出促進に向けて日仏の企業間協力を一層推進していくことで一致している。

安倍首相はG8サミットへの参加を前に、6月15日にポーランドを訪問、16日にヴィシェグラード4カ国(V4:ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー)との初の首脳会合を行い、日EU・EPAの早期締結に向けた協力、原子力や省エネ、再生可能エネルギーといったエネルギー分野での協力等を確認した。続いて英国ロック・アーンでのG8サミットに参加(17-18日)、「アベノミクス」を説明し各国首脳の理解を求めたが、唯一メルケル独首相より金融緩和の副作用を懸念する発言がなされている。G8サミットと並行し、レッタ伊首相、メルケル独首相、キ

ヤメルン英首相との二国間会談がなされたほか、ファンロンパイ EU 大統領およびバローゾ欧州委員会委員長との日 EU 首脳会談も行われ、日 EU・EPA が相互の経済成長のために重要であること、次回日 EU 定期首脳協議を 11 月後半に東京で実施することで一致している。19 日には、安倍首相は日本の現職総理として初めてアイルランドを訪問し、ケニー首相と会談、日 EU・EPA の早期妥結のほか、両国企業の海外展開の促進、医療機器・医薬品産業分野での民間経済交流の活性化等、競争力強化に向けて協力することで一致した。

日 EU・EPA について、6 月 24 日から 7 月 3 日までの日程で第 2 回交渉会合を行った。4 月の第 1 回会合では、日本が自動車や家電製品への関税撤廃を EU 側に要求したが、第 2 回会合では EU が日本の通商における問題点として掲げる非関税障壁を中心に議論された。EU は日本側に対し、自動車の技術規格・安全基準、鉄道など公共部門における資材調達での参入障壁が多いと主張している。EU はこれらの分野で日本側の努力が十分でないと判断すれば、2014 年 4 月にも交渉を中断することも視野に入れており、EU・米国 FTA と同様、厳しい交渉が予想される。

(3) 対露関係

EU・ロシア関係では、経済関係の緊密化が進む一方、政治・社会的摩擦が依然存在する。2013 年 3 月、キプロス救済をめぐる同国銀行の大口預金者への強制負担が決められたことでロシア投資家が大きな損失を被る事態となり、両国間に大きなきしみが生じた。その他の主な摩擦に、ロシア側が強く要望する EU 域内へのビザなし短期渡航制度の導入に EU が反対し続けていることがある。EU はロシアからの犯罪組織関係者等の流入を強く懸念しているのに加え、反露感情の強い中欧諸国が強硬に反対しているため合意の可能性はかなり低く、6 月上旬にロシア・エカテリンブルクで開催された EU・ロシア首脳会議でも進展は見られなかった。その他、エネルギーや輸入自動車へのリサイクル税の問題（7 月 9 日、EU は WTO（世界貿易機関）にロシアを初めて提訴）、シリア問題、ロシアにおける人権問題等、EU・ロシア間には課題が山積している。

EU は 2010 年以降、ロシアとの関係改善・進展を図るため「近代化パートナーシップ」を推進しているが、これが必要以上の接近につながるとして強い懸念を持つ中欧

諸国と、ロシアとの経済関係を積極的に強化しようとするドイツ等とは対露姿勢に違いがある。ロシアとしても EU 各国との二国間関係を重視する傾向にある。

2013 年 4 月、プーチン露大統領がドイツを訪問した際、モスクワとフランクフルトの金融拠点間の関係強化計画を評価するなど、経済協力強化に期待を寄せた。メルケル独首相は、ロシア産業の革新と多様化に向けて今後も積極的に支援し続けると強調している。訪独に続き、プーチン大統領がオランダを訪問した際、同行した露ガスプロムのミレル CEO は、ロシアとドイツをバルト海経由で結ぶパイプライン「ノルド・ストリーム」を英国まで拡張することで、オランダ国営送ガス会社ガスニーと趣意書を交わした。パイプラインの延長が実現すれば、ガスプロムは、年間のガス需要が 1,000 億立方メートルに上る英国ガス市場を取り込むことが可能になる。さらに、欧露間ガスパイプライン・インフラ拡大計画について、ロシア産天然ガスを黒海経由で欧州に輸送する新パイプライン「サウス・ストリーム」の建設事業（2012 年 12 月着工）にイタリアとフランスのエネルギー大手企業が参加しており、経済関係の強化が期待されている。

ロシアにとって EU は最大の貿易相手である一方、EU にとってもロシアとの貿易額は米国、中国に次ぐ 3 位となっている。今後の EU・ロシア関係も実利的な外交路線を取ることで経済関係の強化を図り続けるだろう。

(4) 対中関係

近年、EU と中国の経済関係が急速に強まっており、EU は中国にとって最大の貿易相手である一方、中国は EU にとり米国に次ぐ貿易相手国となっている。中国は EU との関係に期待するところが大きく、欧州ソブリン債務危機で動揺が見られた欧州国債市場への投資を続ける方針を示している。また、温暖化ガス排出削減に向けて EU とのさらなる協力強化でも合意した。EU としても、中国が 4 年にわたり実施する温室効果ガス排出削減プログラムに対し 2,500 万ユーロの資金援助を行い、技術支援も提供することを約束した。また、欧州委員会は 2013 年 5 月、中国に投資した EU 企業を保護するとともに規制緩和により双方の投資を促すことを目的に、中国と投資協定締結に向けた交渉を開始するよう EU 加盟国に正式提案している。しかし、中国が EU に対して長年要求している対中武器禁輸の解除と「市場経済国」（WTO 加盟国により自由な市場経済を重視する国として認定された国）

の承認については、EUは依然として同意していない。

このようななか、EU・中国間で中国製太陽光パネルをめぐる摩擦が生じ、欧州委員会は6月6日から中国製太陽光パネルと関連機器を対象とした暫定的な反ダンピング課税を導入した。8月6日までに中国政府との協議で妥結に至らない場合、平均11.8%に設定された制裁関税を平均47.6%に引き上げるとしていたが、7月29日にEU・中国は和解案で合意した。その内容は、中国製太陽光パネルの最低価格は1ワット当たり0.56ユーロに設定し、かつ同製品の年間輸入量に7ギガワットの制限も設けられた。

今回の反ダンピング問題をめぐっては、当初より大規模な貿易紛争をできるだけ回避しようとの意見が欧州内で強く、EU加盟国のうち半数以上の国々が反ダンピング課税の実施に反対してきた。特に、中国への輸出依存度が高く課税反対の立場をとるドイツでは、中国との貿易摩擦の過熱を警戒していた。一方、欧州委員会によるヒアリングで制裁発動の賛成に回ったのは、フランスやイタリア、スペイン、ギリシャ等、太陽光発電が盛んな南欧諸国に限られ、従来から自国産業に対する貿易保護政策を重視している国であった。中国政府はこれに対抗し、フランス等、主に南欧諸国から中国へ輸出されるEU産ワインについて、反ダンピング措置に向けた調査手続きを開始していた。

今回の合意に関し、欧州委員会のデフト委員（通商担当）は、「欧州の太陽光パネル市場は安定し、不当廉売で欧州企業が被った損害は排除される」と評価している。一方、欧州の業界団体「EUプロサン」は、新たに設定された最低価格は中国製太陽光パネルの現在の平均価格と同水準であるため、今回の合意は中国メーカーに対するダンピング価格での販売を公式に認めるものとなり、EU通商法に反するものであるとして強く批判している。「EUプロサン」は合意の撤回を求めており、欧州司法裁判所へ提訴する方針を示しているが、欧州司法裁判所での闘争は約1年に及ぶ可能性が高いとみられている。

(5) 対中東アフリカ関係

シリア情勢の悪化が進むなか、米国はシリア反体制派への武器供与の準備を進めている。一方、EUでは2013年5月のEU外相理事会で、英国、フランスが反体制派への武器供与を検討すべきと主張したことでシリアに対する武器禁輸措置が失効し、今後、武器の供与は各国の

判断により可能となった。しかし、G8サミットが行われた6月17日、シリアのアサド大統領はドイツ紙フランクフルター・アルゲマイネとのインタビューで、欧州諸国がシリア反体制派への武器供与に踏み切れば、欧州にテロリストが流入する結果を招くと強く警告し、もともと武器供与に消極的だったドイツのほか、英国、フランスでも慎重論が広がりつつある。

フランスをはじめとするEU主要国は、旧宗主国としてアフリカへの開発援助を積極的に進めてきたが、2000年代に入り戦略的パートナーシップの構築に向けて動き始めた。2000年4月、EUとアフリカ連合(AU)の首脳が参加するEU・アフリカサミットが開催され、続く2007年の第2回サミットでは、平和と安全保障、民主的ガバナンスと人権、貿易と地域統合(アフリカでのインフラ整備促進を含む)、エネルギー、気候変動など8分野での協力強化を図るアクションプランが採択された。2014年4月、第4回EU・アフリカサミットがブリュッセルで開催される予定だが、中国のアフリカ進出が加速するなか、EUがアフリカ諸国とあらためてどのように関係構築を図っていくのか注目される。

EUの対アフリカ戦略について、2008年にEUと地中海沿岸諸国が設立した「地中海連合」も重要である。「アラブの春」によりマグレブ諸国の旧体制が崩壊した後、2013年4月、地中海連合サミットが再び開催された。同連合はマグレブ地域の民主主義への移行と安定化への支援に取り組むとともに、地中海の浄化、交通インフラの近代化、共通の災害対策導入、再生可能エネルギーの推進等を進めている。

EUは2011年12月、モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダンとの高度かつ包括的な自由貿易地域(DCFTA)の交渉開始を決定、2013年3月によくモロッコとの交渉が始まった。またEUは、2004年に発効した南アフリカとのFTAのほか、サブサハラ諸国との経済連携協定(EPA)の締結を目指しており、東アフリカ共同体(EAC)、南部アフリカ、西部アフリカの3地域では合意に近づきつつあるようだ。一方、東南部アフリカ(ESA)、中部アフリカの2地域については相対的に交渉が進んでいないとみられる。